

平成30年度診療報酬改定に向けた医療技術の評価について（案）

1. これまでの検討状況

- (1) 平成30年度診療報酬改定に向けて、診療報酬における医療技術の適正な評価の観点から、診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存技術の再評価（以下単に「評価」という。）に関する検討を行っているところ。
- (2) 具体的には、本年1月から5月にかけて、学会等から合計966件（重複分を含めると984件）の提案書が厚生労働省に提出された。今般、学会等からのヒアリングの内容も踏まえ、事務局において提案内容や重複提案の有無の確認を行ったうえで、「医療技術評価分科会における評価の対象となる技術（案）」を作成した。

2. 平成30年度診療報酬改定に向けた対応について（案）

(1) 医療技術評価分科会における評価の対象となる技術

① 医療技術評価分科会に提案書の提出された技術について

- 評価の対象となる提案は、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部「医学管理等」から第13部「病理診断」、又は歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部「医学管理等」から第14部「病理診断」に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術であって、医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができる技術に係るものに限る。
- また、提案技術の実施に当たり、医薬品、医療機器または体外診断用医薬品を用いる場合、当該医薬品、医療機器または体外診断用医薬品が、提案技術の用途で使用することについての医薬品医療機器等法上の承認が確認できるもの限り、評価の対象とする。

② 先進医療において実施されている技術について

- 先進医療において実施されている技術についても、（診調組 技-1-2）の通り、評価の対象とする。

(2) 医療技術評価の進め方

- 本日の医療技術評価分科会において、「医療技術評価分科会における評価の対象となる技術（案）」に基づき、各技術および提案が医療技術評価分科会における評価の対象となるか否かについて検討する。
- その結果、「医療技術評価分科会における評価の対象となる技術」とされたものについて、今後、医療技術評価分科会において評価を行う。
- 「医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術」とされたものについては、評価を行わないこととする。
- 平成30年1月に医療技術評価分科会としてこれらの結果をとりまとめ、その後中央社会保険医療協議会（中医協）へ報告し、中医協総会において最終的な検討を行う。